

第8章 再犯防止推進計画

1 計画の位置付け

近年、犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯者の割合が高い状況にあり、社会復帰後の支援の充実が喫緊の課題となっています。

犯罪をした人の中には、貧困、虐待など家庭環境の問題だけでなく、必要な医療や福祉的支援を受けられないことが要因となるケースなど、様々な生きづらさや困難を背景とする人も少なくありません。そのため、再犯防止には、医療や福祉だけでなく、住まいの確保や就労支援など、自立した生活基盤を得られるよう、地域ぐるみの包括的な支援と見守りが重要です。

そこで、この第8章を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき市が定める「朝霞市再犯防止推進計画」と位置付け、取組を推進します。

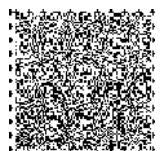
2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 現状と課題

朝霞市では、検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）が増加しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが課題です。犯罪に至る要因として、家族や地域社会とのつながりが希薄であり、孤立しているといった問題を抱えている人も少なくありません。

このような犯罪の繰り返しを食い止めるためにも、保護司の活動の促進を図るとともに、市民の関心と理解を深めるよう、広報・啓発活動に努めます。



4 具体的な市の取組

(1) 相談支援の充実

犯罪をした人やその家族が抱える複雑・複合化した相談を福祉総合相談窓口をはじめとする各相談支援機関により包括的に受け、生活困窮相談や福祉サービス等の支援を適切に受けられる体制づくりに取り組めます。

(2) 地域での安定した生活基盤の確保

関係機関、団体、企業等と連携し、就労支援や居住支援相談等による住まいの相談など、地域での安定した生活基盤の確立に向けた包括的な支援に取り組めます。

(3) 更生保護活動への支援

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点となる更生保護サポートセンター等の機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、保護司が安全で活動をしやすい環境の整備に努めていきます。

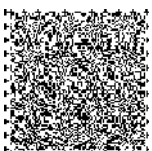
(4) 各啓発運動への支援

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた社会を明るくする運動等の啓発活動を支援し、再犯防止活動に対する市民の関心を深めていきます。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と関心を高めます。

5 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、庁内関係部局等と緊密に連携しながら、切れ目ない支援の実施を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。



社会を明るくする運動

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支え、新たな被害者も加害者も生まない安全・安心な地域社会を目指す全国的な運動です。毎年7月を強調月間として、全国各地で様々なイベントが展開されます。

市では保護司会及び更生保護女性会の方たちや学生等と協力し、毎年駅頭での啓発活動として、啓発品の配布を行っています。



朝霞駅前での啓発品配布の様子

